

○狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月29日

条例第3号

改正 平成16年 6月22日条例第18号

平成18年12月27日条例第29号

平成21年 3月31日条例第4号

平成27年 3月19日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画

(2) 団体の概要

(3) 団体の活動実績

(4) 団体の経営状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(選定)

第3条 市長は、前条の書面が提出されたときは、次に掲げる基準に適合するものの中から、指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 前条第1号に掲げる事業計画（以下「事業計画」という。）による公の施設の運営が利用対象者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(兼業の禁止)

第4条 本市の市長、副市長、教育委員会教育長及び市議会の議員並びにこれらの者

の親族（配偶者及び2親等内の血族に限る。以下同じ。）は、本市の指定管理者の指定を受けようとする法人（市長、副市長及び教育委員会教育長にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人又は団体の役員若しくはこれに準ずべき者たることができない。

2 法第180条の5第1項及び第3項に規定する本市の委員会の委員又は委員（以下「委員会の委員等」という。）並びにこれらの者の親族は、その職務に関し本市の指定管理者の指定を受けようとする法人（委員会の委員等にあつては、令第133条に規定する法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人又は団体の役員若しくはこれに準ずべき者たることができない。

（追加〔平成16年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例29号・27年5号〕）

（指定の告示）

第5条 市長は、法第244条の2第6項の議会の議決を経て、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1）管理業務の実施状況及び施設の利用状況

（2）使用料又は利用に係る料金の収入の実績

（3）管理に係る経費の収支状況

（4）前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

（一部改正〔平成16年条例18号〕）

（業務報告の聴取等）

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理

業務及び経理状況について定期的に、又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害については、市長は、その責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部を停止したときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該公の施設の施設又は設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会の公の施設への適用)

第11条 この条例の規定を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、この条例の規定中「市長」とあるのは、「狭山市教育委員会」とする。

(一部改正〔平成21年条例4号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成21年条例4号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、第5条の規定による改正後の狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成21年3月31日条例第4号抄）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定は、なおその効力を有する。